

四半期報告書

(第58期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

高千穂交易株式会社

東京都新宿区四谷一丁目2番8号

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	6
3 財政状態及び経営成績の分析	6
第3 設備の状況	14
第4 提出会社の状況	15
1 株式等の状況	15
2 株価の推移	20
3 役員の状況	20
第5 経理の状況	21
1 四半期連結財務諸表	22
2 その他	34
第二部 提出会社の保証会社等の情報	35
[四半期レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第58期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	高千穂交易株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 赤堀 寛人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 赤堀 寛人
【縦覧に供する場所】	高千穂交易株式会社 大阪支店 （大阪市北区梅田三丁目3番20号 （明治安田生命大阪梅田ビル内）） 高千穂交易株式会社 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 （本州名駅ビル内）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第2四半期連結 累計期間	第58期 第2四半期連結 会計期間	第57期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（千円）	15,763,710	8,185,073	32,938,361
経常利益（千円）	615,859	384,921	1,210,233
四半期（当期）純利益（千円）	285,778	144,119	240,060
純資産額（千円）	—	13,795,206	13,632,886
総資産額（千円）	—	19,477,729	19,540,807
1株当たり純資産額（円）	—	1,361.96	1,346.81
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	28.26	14.25	23.97
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	28.24	14.25	23.69
自己資本比率（％）	—	70.7	69.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	446,385	—	1,067,665
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	61,508	—	△137,902
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△138,110	—	△173,742
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	3,610,778	3,275,069
従業員数（人）	—	370	358

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	370
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	316
---------	-----

(注) 1. 従業員は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。
2. 従業員には、連結子会社への出向者（21名）は含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当第2四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
システム機器事業（千円）	1,387,096
デバイス事業（千円）	4,602,877
カスタマ・サービス事業（千円）	379,615
合計（千円）	6,369,589

- (注) 1. 金額は、実際仕入額によっております。
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
システム機器事業	2,376,536	1,342,947
デバイス事業	4,876,507	2,121,547
カスタマ・サービス事業	236,963	407,868
合計	7,490,007	3,872,362

- (注) 1. 商品販売時に付随する技術サービスに関して、受注高はシステム機器事業で計上しておりますが、売上時にカスタマ・サービス事業に振り替えております。
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
システム機器事業（千円）	2,250,556
デバイス事業（千円）	5,294,229
カスタマ・サービス事業（千円）	640,287
合計（千円）	8,185,073

(注) 1. 主要な業種別の販売実績額及び販売実績額計に対する割合は、次のとおりであります。

業種	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
電機機械製造業	5,066,428	61.9
流通業	2,184,655	26.7
サービス業	501,673	6.1
その他	432,315	5.3
計	8,185,073	100.0

2. システム機器事業の販売実績を商品の種類ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)
セキュリティ商品類	1,792,722
情報ネットワーク商品類	140,574
メーリング商品類	314,830
その他商品類	2,430
計	2,250,556

3. デバイス事業の販売実績を商品の種類ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)
電子商品類	4,185,877
産機商品類	1,108,352
計	5,294,229

4. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、エネルギー・原材料価格の高止まりや米国の金融不安に端を発した世界経済の減速など、企業の収益環境が大きく悪化し、景気後退への懸念が強まる展開となりました。

当社グループ事業の市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、そうした中で、システム機器事業においては、小売業における収益志向の高まりを好機と捉え商品監視システムの拡販を図るほか、企業の情報セキュリティニーズを踏まえ入退室管理システムの積極展開を進めてまいりました。他方、デバイス事業においては、売上総利益率の高い産業機器分野向け半導体や住宅設備機器市場向け機構部品など、付加価値提案を強化し、積極的な販売促進とともに収益性の向上を図ってまいりました。

このような状況の中、当第2四半期連結会計期間の経営成績は、売上高では、システム機器事業において、大型案件の一巡からメーリング商品類が減少に転じた一方、セキュリティ商品類が好調に推移しました。他方、デバイス事業では、電子商品類、産機商品類ともに振るわず、前年実績を下回る結果となりました。この結果、全体では前年同期比2億77百万円(3.3%)減の81億85百万円となりました。

損益につきましては、営業利益3億45百万円、経常利益3億84百万円、四半期純利益1億44百万円となりました。

①事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(システム機器事業)

セキュリティ商品類は、ドラッグストアへの商品監視システムの販売や、工場施設への入退室管理システムの納入が好調に推移した結果、売上高は前年同期比12.4%増の17億92百万円となりました。

情報ネットワーク商品類は、ネットワーク・セキュリティ商品の間接販売に注力したほか、既存顧客におけるシステム更新もあって、売上高は前年同期比23.9%増の1億40百万円となりました。

メーリング商品類は、新規顧客の開拓は進展したものの、メールインサーティング・システムで大型案件が一巡したことから、売上高は前年同期比32.9%減の3億14百万円となりました。

その他商品類においては、案件の開拓が進まず、売上高は前年同期比75.3%減の2百万円となりました。

以上の結果、システム機器事業の売上高は前年同期比2.9%増の22億50百万円、営業利益は1億76百万円となりました。

(デバイス事業)

電子商品類は、HDD向けセンサーやアミューズメント向け半導体の販売が好調に推移したものの、大手顧客へのモバイル液晶向け半導体の販売が大きく減少したことから、売上高は前年同期比9.0%減の41億85百万円となりました。

産機商品類は、中国向けATM（現金自動預け払い機）用機構部品の販売が好調に推移したものの、住宅設備向けベルト昇降装置などの販売が低迷した結果、売上高は前年同期比4.8%減の11億8百万円となりました。

以上の結果、デバイス事業の売上高は前年同期比8.1%減の52億94百万円、営業利益は2億46百万円となりました。

(カスタマ・サービス事業)

システム機器事業の商品監視システムや入退室管理システムの納入が増加したことから、売上高は前年同期比24.8%増の6億40百万円、営業利益は86百万円となりました。

なお、文中の対前年同期比増減率は参考として記載しております。

②所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

日本の売上高は68億31百万円、営業利益は5億8百万円となりました。

(アジア)

アジアの売上高は13億53百万円、営業利益は2百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、36億10百万円と前四半期連結会計期間末と比べ11億50百万円（46.7%）の増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主な増加要因として税金等調整前四半期純利益が2億70百万円、売上債権で5億13百万円、たな卸資産で2億74百万円、賞与引当金で1億57百万円、一方主な減少要因として仕入債務が2億92百万円減少しました。その結果、当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは11億31百万円のプラスとなり、当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、大幅に改善され4億46百万円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により若干減少し14百万円のマイナスとなりました。結果、当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、61百万円のプラスとなりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、4百万円のプラスとなりました。結果、当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1億38百万円のマイナスとなりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月21日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催の当社第57回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する以下のとおりの対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決定し、定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

① 当社における企業価値及び株主共同の利益向上に関する取組み

(a) 企業理念と経営の基本姿勢

当社は独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。創業から56年を通して「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」企業理念の実現に努めてまいりました。

その成果として、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

(b) 当社が独立系商社であり続ける理由

当社は、事業系列や他の資本系列に属さない独立系技術商社のメリットを企業活力とし、成長の原動力としてまいりました。当社が海外の有力メーカーと国内の有力顧客を結ぶことは、商社として当然の役割と言えますが、独立がゆえに系列の制約から離れ、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達な先端商材・サービスの探求・調達ができ、ダイナミックな事業活動を行ってまいりました。これらの独立系技術商社としての諸活動は、市場及び仕入先、顧客から広く信頼・支持され、今日の当社が誇る事業資源（取引先、人、もの、情報、技術など）を形成しており、将来に向けた成長の力であります。

(c) 当社の事業開拓及びサプライヤー

当社は事業開拓を得意とします。これは、当社の各事業のいずれも、先端商材・技術をいち早く日本の市場に紹介・提供してまいりましたが、先端でいち早いゆえに、先駆者として常に、販売体制から顧客支援体制、そして技術保守体制を自ら構築してまいりました。創業時の会計機や電子計算機を始めとして、今日の事業である商品監視システムやネットワークシステム及びメーリングシステム、そしてデバイス事業など、多くの分野にわたり、特徴ある経営手法を築いてまいりました。

当事業力の源泉は、独立系企業として、優れた人材と事業ノウハウを駆使して迅速かつ闊達に先端技術商材を開拓できることと、その活動を支える社風にあります。それゆえに、今日までの厳しい事業環境を経て、当社が蓄積してまいりました各事業分野に熟練した人材や情報・技術ノウハウなどを使い、今後とも長期にわたり、海外の先端商材をいち早く市場に提供し続け、お客様の事業競争に貢献できることであります。

加えて、当社は、調達先である海外の有力サプライヤーと日本市場を繋ぐ役割を十分に果たすとともに、技術商社である当社が長きにわたり築いてきました独自の技術サポート体制は、お客様が信頼して先端商品・技術を導入していただける重要な評価要素であります。それがゆえに、有力サプライヤーは、前述いたしました当社独自の事業体制の活用やパートナー関係の継続を期待し、当社以外への契約継承や競業サプライヤー製品の取扱いの無い、強い取引関係を長年継続し、現在のパートナー関係を結んでおります。

この評価と信頼関係に裏打ちされた当社、そしてお客様、サプライヤーを結ぶ共栄関係は、当社が業界で優位性ある事業活動を維持拡大できた要因であるとともに、将来に向けた持続的な貢献も要請されております。これからも、より発展的な関係を構築することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考えております。

(d) 中期的な企業価値及び株主共同の利益向上への取組み

当社は、上述した事業体制を維持強化することが、独立系商社として当社が有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えます。

現在、当社は、「安全・安心・快適」をキーワードに、「ビジネスセキュリティ」を中期的事業コンセプトとする事業構造及び収益構造改革に取り組んでおります。これは、持続的な収益力と成長力をより一層向上させるため、2010年度に向けた中期経営計画のもと、その実現に取り組んでおります。また、財務構造の健全性を高めつつ、さらなる資本効率の向上を図ってまいります。

この取組みは、事業競争力及び収益力を一層強固にするため、市場成長性が高いセキュリティ事業を中核とする事業を増強するものです。併せて財務構造改革をさらに進め、「ハイ・パフォーマンス経営」を実現するものです。これにより、当社は競争力ある高収益企業と強固な財務体質の地歩を築き、企業価値及び株主共同の利益向上に一層邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR（企業の社会的責任）」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

②本プラン採用に関する基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動・経済の活性化を否定するものではありません。当社は上場会社として、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えてます。

しかしながら、当社に対し、突然大規模買付行為又はこれに関する提案がなされた場合に、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為又は提案の企業価値及び株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値及び株主共同の利益を損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

③大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値及び株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、その上で当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。大規模買付ルールの流れは以下のとおりです。

(a) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者は、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

(イ) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

(ロ) 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

(ハ) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。））

(ニ) 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

- (ホ)大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- (ヘ)大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方
- (ト)その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」（当社所定書式により日本語を正本とします。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただくとともに、大規模買付ルールに従っていただく旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。しかしながら、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(b) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、

- (イ)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間
- (ロ)上記以外の大規模買付行為の場合には90日間

を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」（いずれも初日不算入）といいます。）として与えられるべきものと考えます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長が必要なときは、最大30日間の延長ができるものとします。その場合、延長期間及び当該延長期間が必要な具体的な理由を大規模買付者等に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、後記する新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択決定します。

なお、大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値及び株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないうちに予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置はとらないこととします。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合、あるいは企業価値及び株主共同の利益を損なう場合であると、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、④(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を損なう場合に該当するものと考えます。

(イ) 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- (i) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な事業や資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ロ) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (ハ) 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合
- (ニ) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性、買付け後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(c) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者に対して対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者など有識者を対象として、取締役会で選任するものとします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。

独立委員会は、当社取締役会から独立した組織とし、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど）から助言を受けたり、当社経営陣や従業員等から必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

(d) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしませんが、独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合や対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に鑑みて疑問があると判断する場合など、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様と判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために、実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとしたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実及びその理由を開示いたします。

(e) 対抗措置発動の停止等について

上記(a)又は(b)において、当社取締役会が対抗措置を講ずる決定をした後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

⑤ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

(a) 本プランの継続時に株主の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。例えば、対抗措置等として想定する新株予約権無償割当て自体は行われません。

(b) 本プランによる対抗措置の発動により株主の皆様に与える影響

本プランによる対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

例えば、当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを決議した場合には適時適切な開示を行いますとともに、株主・投資家の皆様には新株予約権無償割当てに伴い以下の手続きが必要となります。

なお、当社は、新株予約権無償割当ての基準日や新株予約権無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(イ)新株予約権無償割当ての方法及び名義書換手続

対抗措置を発動した場合に、その発動に伴って当社株主の皆様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決議し公告する新株予約権の基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。

(ロ)新株予約権の行使の手続

所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。ただし、大規模買付者及びその共同保有者並びにそれらの特別関係者等は行使できません。

⑥本プランの有効期限及び廃止等

(a)本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成20年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その時点において本プランに関する株主の皆様のご意見を確認させていただくため、当社はあらためて株主総会に本プランの採用、継続の可否をお諮りすることとしております。

当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランを随時見直していく所存です。

(b)本プランの廃止等

本プランはその有効期間中であっても、当社の株主総会又は取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従って、これを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正若しくは廃止する場合があります。

⑦大規模買付ルールの客観的合理性

大規模買付ルールが基本プランに沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって採用されていること

本プランは、前述②「本プラン採用に関する基本的な考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって採用されているものです。

(c)株主意思を重視するものであること

本プランは、前述⑥(a)「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、当社株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、前述⑥(b)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d)独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、前述④「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述③「大規模買付ルールの設定」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

前述④「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者（財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前述⑥(b)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交換を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。））、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。））、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、19百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループのデバイス事業は、電子商品類及び産機商品類を主に製造業に対して販売しております。その内、半導体をはじめとする電子商品類の当第2四半期連結会計期間における売上高は前年同期比9.0%減となりましたが、全体の売上高に占める割合は51.1%と、引続き高い水準にあります。電子商品類の業績は、いわゆる「シリコンサイクル」と言われる半導体需給の影響を受けますが、当第2四半期連結会計期間の半導体売上高の減少は、「シリコンサイクル」によるものではなく、大手顧客へのモバイル液晶向け半導体の売上が減少した結果です。

(6) 戦略的現状と見通し

当社グループを取り巻く環境をみると、エネルギー・原材料価格の高止まりや世界的な金融不安の影響などから景気後退への懸念が強まってきており、企業収益の動向等、先行き不透明感が一段と増しつあります。

このような状況にあつて当社グループは、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、付加価値の高い複合商品提案を進め、販売促進強化や収益性向上に努めるとともに、環境や品質、情報セキュリティを含めたCSR（企業の社会的責任）経営の推進にも取り組んでまいります。

システム機器事業では、小売業における収益志向の高まりを好機と捉え商品監視システムの拡販を図るほか、入室管理システムの積極展開を進めてまいります。また、「RFID図書館システム」等、その他の商品類の実績の積み上げにも注力してまいります。デバイス事業では、売上総利益率の高い産業機器分野向け半導体や住宅設備機器市場向け機構部品など、付加価値提案を強化し、積極的な販売促進とともに収益性の向上を図ってまいります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当第2四半期連結会計期間における資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、主な増加要因として税金等調整前四半期純利益が2億70百万円、売上債権で5億13百万円、たな卸資産で2億74百万円、賞与引当金の増加額1億57百万円、一方主な減少要因として仕入債務で2億92百万円減少しました。その結果、11億31百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得等により若干減少し14百万円のマイナスとなりました。財務活動によるキャッシュ・フローでは、4百万円のプラスとなりました。その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前四半期連結会計期間末と比べ11億50百万円の増加となりました。仕入債務の減少などによる運転資金の需要増については手元流動資金（現預金）で賄っております。

商社活動の中では、一時的にまとまった運転資金が必要となる場合がありますが、現在の資金残高は、当面の事業活動を考慮しても、流動性が確保できております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、金融・製造・情報通信・小売業等、幅広い業界を市場としておりますが、いずれの業界も変化の早い市場環境にあり、常に厳しい企業間競争に直面しております。そこで、当社グループでは、お客様にご満足いただける事業活動のさらなる追求により事業競争力を強化し、「ハイ・パフォーマンス」経営を実現するため、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに事業分野を絞り、経営力を集中させております。そのため、当社グループでは、中期経営計画で定める経営目標の実現に向け、事業戦略と経営構造戦略のもとに諸施策を推進しております。以上のような方針のもと、平成23年3月期を最終年度とする中期経営計画として、売上高500億円、売上高経常利益率10%以上、自己資本利益率(ROE)15%以上を目標としております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,138,800	10,138,800	東京証券取引所 市場第一部	—
計	10,138,800	10,138,800	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数 (個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	49,500
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,001
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,001 資本組入額 501
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成17年6月28日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,108
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,108 資本組入額 554
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月26日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,722
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,722 資本組入額 861
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の一部行使はできないこととする。</p> <p>新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、行使することができる。また、新株予約権者が当社取締役及び監査役の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。</p> <p>上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関しては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編に際して定める契約書または計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成19年6月26日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,722
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,722 資本組入額 861
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の一部行使はできないこととする。</p> <p>新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、行使することができる。また、新株予約権者が当社執行役員及び使用人の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。</p> <p>上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関しては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編に際して定める契約書または計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ①合併(当社が消滅する場合に限る。)
 - 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して権利義務の全部または一部を継承する株式会社
- ③新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	10,138,800	—	1,193,063	—	1,155,518

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社マースエンジニアリング	東京都新宿区新宿1-10-7	800	7.89
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	450	4.43
栃本京子	東京都武蔵野市	443	4.37
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	380	3.74
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	300	2.96
株式会社マーステクノサイエンス	東京都新宿区新宿1-8-5	265	2.61
山村秀彦	東京都稲城市	261	2.57
篠藤恵登	埼玉県さいたま市北区	260	2.57
佐々木豊実	東京都板橋区	260	2.56
竹田和平	愛知県名古屋市中天白区	260	2.56
計	—	3,681	36.30

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,095,700	100,957	—
単元未満株式	普通株式 17,200	—	—
発行済株式総数	10,138,800	—	—
総株主の議決権	—	100,957	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,100株 (議決権21個) が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
高千穂交易株式会社	東京都新宿区四谷 1-2-8	25,900	—	25,900	0.25
計	—	25,900	—	25,900	0.25

(注) 株主名簿上、当社名義となっており、実質的に所有していない株式はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	1,129	1,280	1,200	1,166	1,147	1,170
最低 (円)	1,040	1,111	1,103	1,095	1,020	1,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,610,778	3,275,069
受取手形及び売掛金	8,192,353	8,595,456
有価証券	130,156	100,020
商品及び製品	4,688,889	4,399,438
その他	398,177	532,482
貸倒引当金	△7,614	△7,959
流動資産合計	17,012,740	16,894,507
固定資産		
有形固定資産	※ 677,916	※ 689,179
無形固定資産	59,291	54,695
投資その他の資産		
投資有価証券	824,076	1,025,879
その他	908,581	928,447
貸倒引当金	△4,877	△51,903
投資その他の資産合計	1,727,780	1,902,424
固定資産合計	2,464,988	2,646,300
資産合計	19,477,729	19,540,807
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,550,539	3,844,975
短期借入金	4,653	—
未払法人税等	240,889	246,914
賞与引当金	349,006	358,623
役員賞与引当金	15,390	18,345
その他	548,026	487,339
流動負債合計	4,708,505	4,956,198
固定負債		
退職給付引当金	694,747	673,191
役員退職慰労引当金	10,118	25,733
その他	269,151	252,798
固定負債合計	974,017	951,722
負債合計	5,682,522	5,907,920

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,193,063	1,193,063
資本剰余金	1,155,623	1,155,623
利益剰余金	11,443,562	11,299,367
自己株式	△18,133	△17,907
株主資本合計	13,774,115	13,630,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,917	△7,009
為替換算調整勘定	△17,651	△2,706
評価・換算差額等合計	△734	△9,716
新株予約権	21,825	12,456
純資産合計	13,795,206	13,632,886
負債純資産合計	19,477,729	19,540,807

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	
商品売上高	14,719,396
技術収入	1,044,314
売上高	15,763,710
売上原価	
商品売上原価	11,853,443
技術収入原価	844,743
売上原価	12,698,187
売上総利益	3,065,522
販売費及び一般管理費	* 2,544,538
営業利益	520,984
営業外収益	
受取利息	4,424
受取配当金	9,582
為替差益	81,766
その他	9,461
営業外収益合計	105,234
営業外費用	
支払利息	717
創立費償却	3,737
その他	5,904
営業外費用合計	10,359
経常利益	615,859
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3,329
移転補償金	2,748
特別利益合計	6,077
特別損失	
固定資産除却損	2,792
投資有価証券評価損	114,797
特別損失合計	117,590
税金等調整前四半期純利益	504,346
法人税、住民税及び事業税	248,276
法人税等調整額	△29,708
法人税等合計	218,568
四半期純利益	285,778

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

売上高	
商品売上高	7,598,026
技術収入	587,047
売上高	8,185,073
売上原価	
商品売上原価	6,096,266
技術収入原価	472,999
売上原価	6,569,266
売上総利益	1,615,807
販売費及び一般管理費	* 1,270,065
営業利益	345,742
営業外収益	
受取利息	3,026
受取配当金	2,165
為替差益	32,128
その他	5,978
営業外収益合計	43,298
営業外費用	
支払利息	371
創立費償却	830
その他	2,917
営業外費用合計	4,119
経常利益	384,921
特別利益	
貸倒引当金戻入額	289
特別利益合計	289
特別損失	
固定資産除却損	9
投資有価証券評価損	114,797
特別損失合計	114,807
税金等調整前四半期純利益	270,404
法人税、住民税及び事業税	222,747
法人税等調整額	△96,462
法人税等合計	126,285
四半期純利益	144,119

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	504,346
減価償却費	47,753
商品廃棄損	23,403
投資有価証券評価損益(△は益)	114,797
受取利息及び受取配当金	△14,007
支払利息	717
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9,616
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△47,371
退職給付引当金の増減額(△は減少)	5,947
売上債権の増減額(△は増加)	406,195
たな卸資産の増減額(△は増加)	△325,188
仕入債務の増減額(△は減少)	△221,041
その他	194,691
小計	680,628
利息及び配当金の受取額	14,743
利息の支払額	△714
法人税等の支払額	△254,282
その他の収入	6,010
営業活動によるキャッシュ・フロー	446,385
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△20,501
有価証券の償還による収入	100,000
投資有価証券の取得による支出	△6,368
無形固定資産の取得による支出	△13,574
その他	1,952
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,508
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	4,653
自己株式の取得による支出	△226
配当金の支払額	△141,422
その他	△1,114
財務活動によるキャッシュ・フロー	△138,110
現金及び現金同等物に係る換算差額	△34,073
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	335,709
現金及び現金同等物の期首残高	3,275,069
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,610,778

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、当社は移動平均法による原価法、連結子会社は主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、当社は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引で、これらの会計基準等に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
1. 棚卸資産の評価方法	<p>棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、511,989千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、499,457千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与・手当	686,603千円
賞与引当金繰入額	308,619
役員賞与引当金繰入額	15,390
退職給付費用	67,796
役員退職慰労引当金繰入額	1,620
賃借料	278,445

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与・手当	393,104千円
賞与引当金繰入額	139,920
役員賞与引当金繰入額	7,395
退職給付費用	32,448
役員退職慰労引当金繰入額	777
賃借料	142,111

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高(3,610,778千円)と現金及び預金勘定は、一致しております。	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,138,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 25,916株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 21,825千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	141,583	14	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	141,580	14	平成20年9月30日	平成20年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	システム機器 事業 (千円)	デバイス事業 (千円)	カスタマ・サ ービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売 上高	2,250,556	5,294,229	640,287	8,185,073	—	8,185,073
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,250,556	5,294,229	640,287	8,185,073	—	8,185,073
営業利益	176,672	246,925	86,851	510,449	△164,706	345,742

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	システム機器 事業 (千円)	デバイス事業 (千円)	カスタマ・サ ービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売 上高	4,018,614	10,611,099	1,133,996	15,763,710	—	15,763,710
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,018,614	10,611,099	1,133,996	15,763,710	—	15,763,710
営業利益	257,833	493,056	136,305	887,195	△366,210	520,984

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品及びサービス

- (1) システム機器事業……………商品監視システム、映像監視システム、入退室管理システム、WAN関連機器、ネットワークセキュリティ関連、メールインサーティング・システム、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム、RFID図書館システム、ソフトウェア
- (2) デバイス事業……………リニアIC、ロジックIC、メモリーIC、パワーIC等の汎用IC、通信用IC、インターフェイス用IC、ASIC、光通信用コンポーネント、スライドレール、ガススプリング、昇降システム等の安全・省力化機構部品
- (3) カスタマ・サービス事業……………システム機器事業商品類に関する据付及び保守、システム設計、システム運用受託等サービス

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,831,218	1,353,854	8,185,073	—	8,185,073
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,831,218	1,353,854	8,185,073	—	8,185,073
営業利益	508,041	2,407	510,449	△164,706	345,742

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	12,977,985	2,785,724	15,763,710	—	15,763,710
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	12,977,985	2,785,724	15,763,710	—	15,763,710
営業利益	876,241	10,953	887,195	△366,210	520,984

- (注) 1. 国又は地域の区分の方法
地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域
アジア：東アジア及び東南アジア諸国

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	その他	計
I 海外売上高（千円）	1,531,499	7,515	1,539,015
II 連結売上高（千円）			8,185,073
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	18.7	0.1	18.8

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	その他	計
I 海外売上高（千円）	3,075,787	19,120	3,094,908
II 連結売上高（千円）			15,763,710
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	19.5	0.1	19.6

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域

アジア：東アジア及び東南アジア諸国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,361.96円	1株当たり純資産額 1,346.81円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	13,795,206	13,632,886
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	21,825	12,456
（うち新株予約権）	(21,825)	(12,456)
普通株式に係る四半期末（期末）の純資産額 (千円)	13,773,380	13,620,430
1株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数（株）	10,112,884	10,113,084

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.26円	1株当たり四半期純利益金額	14.25円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	28.24円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	14.25円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	285,778	144,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	285,778	144,119
期中平均株式数(株)	10,112,957	10,112,884
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(株)	5,361	3,916
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

平成20年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………141,580千円

(ロ) 1株当たりの金額……………14円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月5日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

高千穂交易株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 邦 路 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 通 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂交易株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。